

# 公 告

府有財産の貸付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年9月2日

京都府知事 西脇 隆俊

## 1 貸付入札に付する物件（以下「本物件」という。）及び予定価格

所在地	地目	貸付対象面積	建物	予定価格 (貸付期間の総額)
京都市下京区猪熊通五条上る柿本町568番・569番合併、京都市下京区堀川通松原下る橋橋町2番	宅地	2,236.20 m <sup>2</sup>	無	2,780,000,000円 (55,600,000円 ×50年間)

## 2 貸付条件

### (1) 契約の方法

借地借家法第22条の規定に基づき、令和7年3月31日（月）までに「府有財産有償貸付契約書」（別紙2）を締結する。なお、複数の法人で構成するグループの場合、代表法人が契約を締結する。

また、別途、令和7年3月31日（月）までに交番建物の賃貸借又は譲渡の契約に関する覚書（別紙3又は4）を京都府知事（警察本部）と締結する。

### (2) 貸付期間

令和7年4月1日から令和57年3月31日までの50年間とする。なお、事業者は、貸付期間の満了の日までに、建物及び建物以外の構造物を自己の費用により撤去の上、更地の状態にして返還すること。

### (3) 貸付料の改定

所定の算定基準に基づき3年ごとに改定する。（府有財産有償貸付契約書第6条第2項）

### (4) 地下埋設物及び埋蔵文化財発掘調査等の取扱い

本物件は現状有姿のまま引き渡す。よって、地下埋設物の撤去及び埋蔵文化財発掘調査等が必要となる場合、事業者の責任及び費用負担により実施すること。

なお、事業者が上記（2）の貸付期間前に当該調査等を開始する場合には、京都府財産取扱規則（昭和39年京都府規則第16号）に基づき、事業者に対して有償貸付けをすることが可能である。

### (5) 交番建物に係る事業の実施

令和9年3月31日までに、次に掲げるいずれかの事業を実施すること。

#### ア 交番建物の賃貸事業（交番以外の建物と合築する場合）

本物件のうち東側に位置する場所（堀川通に接道）に別途配布する「交番設計標準（合築）」のとおり建物を整備するとともに、しゅん工した当該建物の一部（交番部分）を京都府へ賃貸すること。（（1）で示す覚書に基づき京都府警察本部と協議の上、定期建物賃貸借契約を締結する。）

#### イ 交番建物の整備・譲渡事業（交番建物を単独で整備する場合）

本物件のうち東側に位置する場所（堀川通に接道）に交番建物の敷地とする部分を京都府との協議により確定の上、本物件を交番敷地とそれ以外に分筆し、交番敷地に別途配布する「交番設計標準（戸建て）」のとおり建物を整備し、京都府へ引き渡すこと。（（1）で示す覚書に基づき京都府警察本部と協議の上、工事請負契約を締結する。）

### (6) (1)の借地契約に基づく賃借権を分割し、又は、当該賃借権、建物その他工作物の所有権若しくは保証金返還請求権を分離して譲渡しないこと。

### 3 入札に参加できない者

次に掲げる者は参加資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者  
にあっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者  
にあっては再生計画の認可がなされていない者
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者
- (4) 本公告の日から入札日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
  - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者  
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ウ 次のいずれかに該当する者
    - (ア) 役員等（入札参加者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき
    - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
    - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
    - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき
    - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 前記（5）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員等若しくは構成員
- (9) 令和6年度府有財産貸付入札要綱の内容を承諾せず、遵守できない者
- (10) 公有財産の貸付について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 4 資格要件

次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 本物件における事業の主体となり、貸付契約を締結する者であること。
- (3) 2に示した貸付条件、締結した契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- (4) 貸付料のほか、当該事業の実施に必要な経費を確実に支払う資力及び信用力を有する者であること。

### 5 一般競争入札申込用紙、案内書及び交番設計標準の配布期間及び配布場所

#### (1) 配布期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 配布場所

ア 一般競争入札申込用紙及び案内書

(ア) 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁2号館6階

京都府総務部府有資産活用課

(イ) 京都府広域振興局地域連携・振興部総務防災課及び地域総務防災課

(ウ) 京都府ホームページ(ダウンロード)

URL : <https://www.pref.kyoto.jp/sisan/r6kashituke.html>

イ 交番設計標準

京都市上京区下長者町通新町西入藪ノ内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課

電話075-451-9111(内線2293)

(ただし、電話で事前に連絡の上、入手すること。)

6 契約条項を示す場所

5の(3)のアの(ア)に同じ。

7 入札参加申込みの方法

(1) 一般競争入札申込用紙に必要事項を記載の上、3に該当しない者であること及び4の資格を全て満たす者であること等を誓約する書面を添えて、次のア又はイにより申し込むこと。

ア 一般競争入札申込書及び誓約書(以下「申込書等」という。)を郵送する場合

(ア) 送付先

〒602-8570(府庁専用の郵便番号のため住所の記載は不要です。)

京都府総務部府有資産活用課

(イ) 受付期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで(必着)

イ 申込書等を持参する場合

(ア) 受付場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁2号館6階

京都府総務部府有資産活用課

(イ) 受付期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(ウ) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 期限までに申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年10月22日(火)午前10時30分

(2) 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁旧本館 1階 第1会議室

- (3) 方法等  
開札は、入札後直ちに行う。

9 入札保証金

入札をしようとする者は、入札見積額（50年間総額の貸付料）の1,000分の3以上（1円未満切上げ。）の入札保証金を入札執行当日の受付までに納めなければならない。

10 入札の無効

3及び4に示した入札参加資格のない者のした入札及び令和6年度府有財産貸付入札要綱に違反した入札は無効とする。

11 落札者の決定

入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

12 契約書作成の要否及び貸付料の支払

- (1) 契約書（2（1）に示す府有財産有償貸付契約書）を作成する。
- (2) 契約保証金として3年分の貸付料の100分の10（1円未満切上げ。）に相当する額を契約保証金として納付する。（府有財産有償貸付契約書第5条）
- (3) 各年度の貸付料は、毎年4月30日までに、その年度の属する貸付料を一括で支払う。

なお、4月30日が京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条に規定する府の休日に当たるときは、府の休日の翌日をもってその期限とみなす。

13 契約締結の不履行

落札の決定を留保した場合を除き、落札者が落札決定の日から令和7年3月31日（月）までに契約を締結しないときは、9の入札保証金は違約金として府に帰属する。  
なお、落札の決定を留保した場合の契約の締結期限については、別途通知する。

14 現地見学会

- (1) 開催日時  
令和6年9月17日（火）午後2時から午後3時まで
- (2) 場所  
物件の所在地

15 関係資料の閲覧

- (1) 閲覧期間  
令和6年9月2日（月）から令和6年9月30日（月）まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 閲覧時間  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 閲覧方法等  
次の資料の閲覧を希望する場合には、電子メールにより、あらかじめ18の問い合わせ先に日時の調整をした上で来庁すること。  
資料：建物解体設計図、登記事項証明書、公図、地積測量図

16 入札の中止

1で掲げた物件について入札を中止することとした場合は、京都府ホームページにより中止の公告を行う。

17 その他  
入札の詳細は、案内書による。

18 問い合わせ先  
〒602-8570  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館6階  
京都府総務部府有資産活用課  
電話番号(075)414-5434